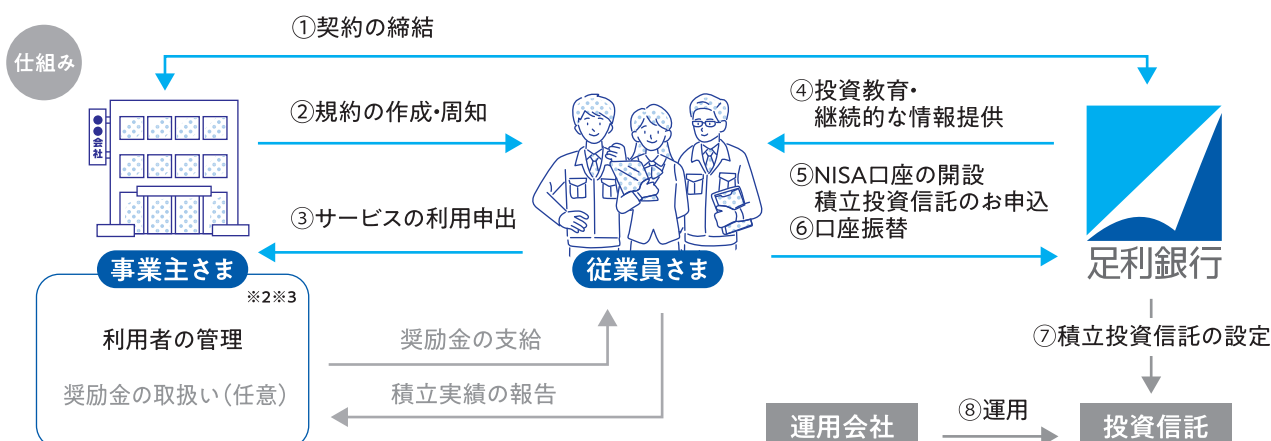


〈あしぎん〉 職場つみたてNISA サービス

「〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス※1」とは

“職場”という身近な場を通じて、従業員さまのNISAを利用した資産形成を事業主さまと当行がサポートし、福利厚生の増進をはかることを目的としたサービスです。



※1 本サービスは「口座振替方式」での取扱いとなります。「給与天引方式」は選択できません。

※2 本サービスの利用者の管理事務(加入や脱退、投資教育受講日の確認等)、奨励金に係る事務(利用規約に奨励金の条件等を規定・従業員さまから事業主さまへの積立実績報告の周知および従業員さまの積立実績の確認・奨励金の計算・支給等)は、事業主さまが行うことになります。

※3 奨励金の取扱いや税務等について(賃上げ促進税制等)は、必要に応じて専門家等にご相談のうえ事業主さまにてご判断ください。

従業員さま向けの「投資教育」は 当行がサポート

セミナー形式から動画コンテンツの視聴形式まで幅広く対応します。

導入の ポイント

豊富な商品ラインナップをご用意

対象商品は、当行の投資信託ラインナップから定時定額取引(積立投資信託)が可能な全商品です。従業員さまのライフプランや目的(ゴール)、リスク等に合わせお選びいただけます。

導入にかかる手数料等は不要

導入や規約の作成に関する疑問点等は、〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス事務局(裏面)までお気軽にお問い合わせください。

事業主さまによる 「奨励金」の設定が選択可能

奨励金を設定することで、福利厚生制度が充実します。

NISAは国が国民の資産形成のために準備したお得な「少額投資非課税制度」です。

2024年からの新しいNISAのポイント!

Point 1

非課税期間が「無期限化」
無期限化により長期的視点での投資が可能となります。

Point 2

制度の使える期間が「恒久化」
申込期限を気にせずいつでもはじめられるようになります。

Point 3

年間投資枠が「増加・併用可能」
つみたて投資枠と成長投資枠の併用で、年間360万円まで投資することが可能です。

Point 4

生涯非課税限度額が「1,800万円」
新たに買付金額ベースで最大1,800万円の生涯非課税限度額(生涯投資枠)が設定され、売却した場合は買付金額分の枠が翌年復活します。

	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	無期限	
口座開設期間	いつでも	
年間投資枠	120万円	240万円
	併用可	
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円(枠の再利用可)	
		成長投資枠 最大1,200万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等(除外あり)
対象年齢	18歳以上	

投資信託(積立投資信託、積立投資信託タイムプラス含む)のご留意事項

●各商品には価格・為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。●主たるリスクの種類について【価格変動リスク】金利や株価等の変動により、損失が生じるおそれがあります。【為替変動リスク】為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。【信用リスク】発行者等の信用状況や発行者等に対する外部評価の変化などにより、損失が生じるおそれがあります。

●預金保険の対象ではありません。●各商品のお申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」をお渡ししますので、内容を十分お読みの上ご自身でご判断ください。「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」は、足利銀行の本店の店頭にご用意しております。●当行では、お客さまに合った商品をご提案しております。ご相談の内容によりましては、ご購入いただけない場合もございますので、予めご了承ください。なお、一部お取り扱いできない店舗がございます。

【費用について】お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.3%(税込))がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面(目論見書・補完書面)」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

NISA(少額投資非課税制度)に関するご留意事項

●NISA口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1人1口座しか開設できません(金融機関等を変更した場合を除きます)。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、複数の金融機関等でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つの口座でしか購入できません。また、NISA口座内の商品を変更後の金融機関等に移管することはできません。●当行のNISA口座では、当行取扱の国内公募株式投資信託(以下、「株式投資信託」といいます)のみが取扱対象となります。●すでに保有している株式投資信託をNISA口座に移すことはできません。●NISA口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされ、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。●NISA口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。●NISA制度では、年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有限度額(つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円)の範囲内で購入した株式投資信託から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税になります。●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となり、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を消費することとなります。●非課税保有限度額については、NISA口座内株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託等が消費していた非課税保有限度額のみ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAによるメリットを享受できません。●基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にNISA口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から1年以内に確認できない場合、NISA口座が利用できなくなる場合があります。●NISA口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に金融機関等に対して「出国届出書」の提出が必要となります。この場合にはNISA口座が廃止され、NISA口座内の上場株式等は課税口座に移管されます。

つみたて投資枠特有のご留意事項

●買付は定時定額契約によるものとなります。●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託に限られます。●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年1回通知されます。

成長投資枠特有のご留意事項

●成長投資枠で買付可能な商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適した株式投資信託に限られます。●信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の株式投資信託等もしくは毎月分配型の株式投資信託等は対象商品から除外されています。

〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスに関するご留意事項

●導入に際し、当行の所定の手続きを踏まえた総合的な判断により、導入をお断りする可能性があります。●本サービスの利用者の管理事務(加入や脱退、投資教育受講日の確認等)、奨励金に係る事務(利用規約に奨励金の条件等を規定・従業員さまから事業主さまへの積立実績報告の周知および従業員さまの積立実績の確認・奨励金の計算・支給等)は、事業主さまが行うことになります。●奨励金の導入は任意です。取扱いや税務等について(賃上げ促進税制等)は、必要に応じて専門家等に相談のうえ、事業主さまにてご判断ください。●〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスのお取引が、お客さまのその他の銀行取引等に影響を与えることはありません。●〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービスは「口座振替方式」での取扱いとなります。「給与天引方式」は選択できません。●対象商品は、当行取扱商品のうち定時定額取引が可能な全商品となります。

(2024年1月現在) No.06920

■ お気軽にお問い合わせください

〈あしぎん〉職場つみたてNISAサービス事務局

TEL 028-626-0943

メールでのお問い合わせは

nisajimukyoku@ashikagabank.co.jp

受付時間／
平日9:00～17:00
(銀行休業日を除く)

商号 株式会社足利銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

〈相談・苦情等受付窓口〉
足利銀行 お客さま相談室
028-622-0111

〈当行が契約している指定紛争解決機関〉 一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
※証券商品・サービスに関する苦情等は、特定非営利活動法人 証券・金融商品
あっせん相談センター(0120-64-5005)でも受付しております。